

同じ処方箋で3回まで薬が受け取れる リフィル処方箋



リフィル処方箋とは

2022年4月から、同じ処方箋を使って最大3回まで調剤薬局で薬が受け取れる「リフィル処方箋」という仕組みが始まっています。2回目からは医師の診察を受けずに同じ薬を受け取ることができるため、通院にかかる時間や手間が軽減され、医療機関に支払う医療費が節約できます。

調剤薬局で薬を受け取る場合は、必ず医師の作成した処方箋が必要でした。処方箋の作成には医師の診察が必要ですので、症状が変わらず、同じ薬を受け取りたいだけでも、医療機関を受診しなければなりません。

対象となるのは症状が安定していることが条件となっています。

※ただし、投薬量に限度が定められている睡眠薬などの精神科の薬、健康保険の適用になってから1年以内の薬、湿布薬などでは使えません。

またリフィル処方箋を使用している間に病状に変化が生じるなど、医師の診察を受けたい場合は途中で医療機関を受診できます。

リフィル処方箋の流れ

リフィル処方箋では同じ処方箋を最大3回使用できます。2回目、3回目も同じ処方箋が必要になりますので、なくさないように大切に保管してください。

また、2回目、3回目の薬の受け取りは異なる調剤薬局でもできますが、継続的に服薬状況を管理してもらうためにも、同じ調剤薬局で薬を受け取ることが推奨されています。

分割調剤とは

分割調剤は、①長期保存が難しい薬剤 ②ジェネリック医薬品をお試しで使用する場合 ③医師の指示がある場合 に行われます。

最大3回分の処方箋を発行することが可能で、2分割の場合は2枚、3分割の場合は3枚の処方箋が、分割指示に関わる処方箋とともに一度に発行されます。

リフィル処方箋と分割調剤の違い

同じ処方箋を繰り返し使えるリフィル処方箋に対して、分割調剤とは定められた処方機関を分割するという仕組みです。

例)90日分の医薬品を30日分ごとに調剤する場合

- ・リフィル処方箋:30日分の処方箋を、繰り返し利用できる回数(3回)を記載して発行
- ・分割調剤:90日分の処方箋を発行し、薬局に対して3回の分割を指示

